

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改訂案（原案）に関する意見の概要と審議会の見解について

No	意見の概要	審議会の見解
1	<p>計画案57ページには「現在の焼却炉は廃プラスチック類を混焼しても安定的かつ安全な処理が可能となっています。」</p> <p>また、34ページの表1-2-12には低位発熱量の平均は9,213KJ/kgとされています。</p> <p>また、33ページには分別の不徹底として、資源化可能な紙やプラスチック類が合計26%程度含まれているとされています。</p> <p>① まず、分別の徹底による資源化は、更に大きく進める必要があります。</p> <p>② そのうえで、資源化が進めば進むほど収集可燃物の低位発熱量が低下し、化石燃料等を加え完全燃焼させることになると考えます。安全な処理が可能であるならば、排出されるダイオキシン類などの有害物質の量を慎重に勘案したうえで、可燃物に含めるプラスチック類の範囲を拡大し、燃料等の使用量を少なくし、運転経費の削減、二酸化炭素などの排出量の低下を進めて頂きたい。</p>	<p>ごみの分別については、現状の分別形態を基本とし、これまで通りの分別の徹底を継続していきます。</p> <p>国においては、ごみを再生可能エネルギーとして位置付けるとともに、循環型社会、低炭素社会の実現に向けて、廃棄物発電の導入等による熱回収等を推奨しています。</p> <p>新可燃物処理施設は、ごみの持つエネルギーを利用した発電を計画するとともに、排ガス対策に万全を期すこととしています。</p> <p>また、新施設の稼働にあたっては、今後、住民の意見や負担軽減等を考慮しながら、プラスチックごみのうち汚れたプラスチックごみについては、焼却することにより熱エネルギーとして積極的に有効活用していくことを検討していくものとしており、ご意見は、今後の計画の参考とさせていただきます。</p>